

地鶏肉の生産行程についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行う地鶏肉の生産行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0844 地鶏肉

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0844** による。

4 生産行程についての検査

地鶏肉の生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が生産荷口（素びなの品種、飼育の始期及び飼育方法を同じくする鶏肉及び受け入れた地鶏肉をいう。以下同じ。）ごとに、次によって行わなければならない。

- 当該生産荷口の生産行程の管理記録 [生産に係る鶏舎又は屋外飼育場（以下“飼育施設”という。）の所在地、飼育施設の面積、素びなの品種（交配様式）及び在来種由来血液百分率、素びなの受入日、素びなの受入羽数、28 日齢以降の飼育密度及び飼育方法、ふ化日からの飼育期間、食鳥処理日及び食鳥処理羽数についての記録をいう。以下同じ。] の作成
- 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認
- 当該生産荷口に係る生産の方法が **JAS 0844** の**箇条 4** に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認

制定等の履歴

制 定 平成12年11月9日農林水産省告示第1411号
改 正 平成18年2月28日農林水産省告示第210号
改 正 平成27年3月27日農林水産省告示第714号
改 正 平成30年3月29日農林水産省告示第689号
最終改正 令和7年9月2日農林水産省告示第1330号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和7年9月2日農林水産省告示第1330号
令和7年10月2日から施行する。